



水回り修理、解錠、害虫駆除などの 緊急対応でのトラブルに注意！

トイレの修理、水漏れ・排水管等の詰まりの修理、鍵の修理・交換、害虫・害獣等の駆除など、日常生活でのトラブルに事業者が対処する「暮らしのレスキューサービス」において、事業者から高額な作業料の請求を受けたという消費者トラブルが増加しています。



<トラブル事例>

- ◇ トイレ修理で「390円から」のネット広告を見て依頼したら、55万円の請求を受けた
- ◇ 水漏れ修理で事前に3万円は超えないというので依頼したのに、15万円請求され、水漏れも直っていなかった
- ◇ 解錠で高額請求され「個人情報を知っている」と脅されてその場で支払ってしまった



ひとつとアドバイス



修理等を依頼する前に確認・準備することは？

- ・日ごろから、安心して依頼できる事業者の情報を集めておきましょう
- ・インターネット上の広告の金額表示をうのみにせず、複数社から見積もりをとるなどして、事前に料金を確認しておきましょう

作業に来てもらったときに気をつけることは？

- ・現場の状況次第では、追加の修理が必要な場合もあります。作業前に、作業の内容や料金等を確認しておきましょう
- ・次々と高額な作業を提案されるときや、契約を急かされるときなどは作業を断りましょう

作業後に高額な料金を請求された場合は？

- ・料金、作業内容に納得できない場合は、後日納得した金額で支払うつもりであることを伝えつつ、その場で支払いをしないようにしましょう
- ・困ったときは、最寄りの消費生活センター等に相談してください

(消費者ホットライン 188)



還付金詐欺に注意

犯人が市役所職員等を名乗って電話をかけ、「保険料の還付があります」などと被害者をだましてATMに誘導し、被害者に「ATMを操作すると還付金を受け取ることができる」等と指示し、被害者に誤ったATMの操作をさせて、犯人の口座にお金を振り込ませる『還付金詐欺』が発生しています。

自治体がATMで還付金の受取手続きを案内することはありません。

留守番電話機能を活用して、相手の声を確認してから電話に出てください。



「新型コロナ関連詐欺 消費者ホットライン～給付金やワクチンを口実にした詐欺にご注意ください！！～」の開設について

国民生活センターでは、「新型コロナ関連詐欺 消費者ホットライン～給付金やワクチンを口実にした詐欺にご注意ください！！～」を開設しており、新型コロナウイルスに関連した詐欺的な消費者トラブルについての相談を受け付けています。

電話番号：0120-797-188（フリーダイヤル）

受付時間：10時～16時（土曜、日曜、祝日を含む）

対象：新型コロナウイルスに関する詐欺的な消費者トラブル



【相談事例】

- ・政府より、コロナ被害者救済基金から7億円をスピード給付するので、SNSの友達追加をするようにとメールが来たが不審だ。
- ・「新型コロナワクチンが接種できる。後日全額返金されるので、10万円を振り込むように」との不審な電話がかかってきた。

2月・3月の消費生活法律相談

2月10日（木）13:30～15:30

3月10日（木）13:30～15:30

*弁護士が無料でアドバイス（30分）

*電話で事前予約をお願いします



置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072